

令和7年度

消防委員会（第3回）会議結果

1 開催日時令和8年3月18日（水）午後3時30分～午後4時40分

2 開催場所成田市花崎町760番地
成田市役所議会棟3階第一委員会室

3 出席者

消防委員

湯浅雅明、伊藤正美、四宮良孝、神崎輝夫、大谷昌利、鈴木康則
小倉ひとみ、長谷川雅昭、檜垣勝美、宮田澄子、西宮昌弘

11名

出席職員

消防長（松尾芳幸）、次長（保立和彦）
消防総務課長（吉岡金一）、予防課長（伊藤幸一）、警防課長（藤崎伸幸）
救急課長（永嶋弘明）、成田消防署長（佐藤正則）、赤坂消防署長（山本宜和）
三里塚消防署長（小川昭人）、大栄消防署長（竹尾正明）
消防総務課消防団係長（伊藤博）、
予防課予防係長（岩澤敦）、予防課危険物係長（三谷学士）
警防課主幹（平野健司）、
救急課主幹兼救急係長（藤居健一）

15名

消防団

団長（藤崎和彦）、副団長（關恵一）
副団長（赤崎真辞）、副団長（匠瑛利光）

4名

事務局

消防総務課長補佐（高橋幸樹）、消防総務課主幹兼総務人事係長（安部将也）
消防総務課主査（岩佐賢明）

3名

4 議事

報告第1号「令和7年消防概要について」

伊藤予防課長：

それでは、予防課から「令和7年の火災概要」についてご報告させていただきます。
資料1ページをお開きください。令和7年中は79件の火災が発生し、そのうち建

物火災は31件でした。過去10年間の火災件数を平均しますと61.3件で、令和7年は平均以上となりました。出火率を前年と比較しますと4.11（件／万人）から5.69（件／万人）と高くなっています。

「1火災の概要」ですが令和6年と7年の火災種別ごとの件数を比較しております。

令和7年は建物火災が31件で、1件の増加。林野火災が3件で1件の減少。車両火災が12件で7件の増加、船舶火災が0件。令和6年も0件と比較なし航空機火災が0件で、1件の減少その他の火災が33件で、16件の増加合計79件で、22件の増加となっております。車両火災が増加した理由ですが、特殊車両の電装関係から出火や艀装装置からの出火、また貨物部分からの出火が多く、その多くが経年劣化によるものと考えられます。その他の火災が増加した理由ですが、枯草火災ですが、昨年2月は、降雨がなく乾燥しており、そこに強風が加わったことで、たき火から延焼してしまったと考えられます。

次に「2過去10年間の火災件数」ですが令和7年が79件で最も多く、令和2年が51件で最も少ない状況となっております。

資料2ページをご覧ください。「3月別火災件数」ですが、令和7年中の火災件数を月別にみますと、2月が17件で最も多く、続いて7月が9件となっております。

次に「4地区別火災件数」ですが、令和7年中の火災件数を地区別にみますと、公津、遠山地区が12件で最も多く、続いて八生、下総、空港地区が9件となっております。

予防課からの報告は以上となります。

永嶋救急課長：

それでは、救急課から令和7年の救急概要について速報値ではございますが、ご報告をさせていただきます。

資料の3ページをお開き下さい。令和7年中の救急出動件数は8,731件、昨年比で122件増加し、搬送人員は7,279人、昨年比で102人増加しました。1日平均、約24件救急出動し、約20人が搬送されました。過去10年間の救急出動件数をみますと、平成28年から救急出動件数は年々増加しておりましたが、令和2年は新型コロナウイルス感染症の関係から減少に転じました。しかしながら、令和3年から救急出動件数は増加傾向にあり、令和7年は過去最多となりました。救急出動件数が増加した主な要因は、高齢化の進展や成田国際空港を利用している方が増加したことなどが影響しているものと考えております。消防本部といたしましても、市民の皆様へ救急車を呼ぶか迷った時には「千葉県救急安心電話相談」や「こども急病電話相談」に相談していただくよう、今後も市のホームページやSNSを活用した広報を実施してまいります。

4ページをご覧ください。事故種別救急出動件数であります。急病が5,940件と最も多く、以下、一般負傷、その他の順となっております。月別救急出動件数では7月が850件と最も多く、以下1月、12月の順でありました。

以上、簡単でございますが、救急概要についてのご報告とさせていただきます。

藤崎警防課長：

それでは、警防課が所管しております、令和7年の救助、その他の概要及び指令統計について、ご報告をさせていただきます。

資料の5ページをお開きください。救助の概要ですが、救助出動件数は120件で

出動件数は令和6年と同様でした。種別ごとの件数では「その他の事故」が52件と最も多く、前年と比較し18件増加しております。次いで「建物等による事故」が46件、「交通事故」が22件でした。「その他の事故」は、火災や交通事故以外の現場で、消防機関が救助活動を行ったものや、出動しましたが、誤報であった事案が主なものになります。その他の出動件数は1,214件と前年より74件減少しました。種別ごとの件数ですが、消防隊が同時に出動し、傷病者の処置や救急隊の補助にあたる「PA連携出動」が685件で最も多く、前年より56件減少しました。

続いて「緊急確認」が205件でした。緊急確認出動とは、火災か救急か通報では判断できない場合に消防車と救急車を同時に出動させるものです。また、「救急支援出動」は175件でした。救急支援出動とは、ドクターヘリの離着陸に伴う安全管理、傷病者の車内収容補助、国道など幹線道路や高速道路での活動など、消防隊による安全管理が求められる現場への出動が該当し、ドクターヘリ飛来に伴う出動は32件でした。

資料の6ページをお開きください。この指令統計は、千葉県消防局内に設置している、ちば消防共同指令センターにおいて受付した通報電話を切断したタイミングでの統計となっていることから、実際の災害件数と一致しない場合もあります。指令センター全体の通報件数は258,965件で、前年より1,801件減少しております。成田消防管内は、11,682件で、69件増加しております。種別でみますと、救急通報がセンター全体では減少傾向でしたが、成田市においては前年と比較し192件の増加となっております。

以上、令和7年の救助、その他の概要及び指令統計の説明とさせていただきます。

【報告第1号に関する質疑】

檜垣委員：救急の件数が増えているが、外国人渡航者が増えている状況であるが、空港救急隊の出動も増えているのか。

永嶋救急課長：空港救急隊の出動は増えている状況であり、昨年は1,165件出動しております。増加の仕方については徐々に増えている状況であります。

小川三里塚消防署長：一昨年の空港救急隊の出動は989件で、昨年は1,000件を超えたところであり、増加しているところです。（→議事の最後に989件から1,054件に修正して報告。）

檜垣委員：指令統計の関係で、数年前からLive119が始まったが、件数とその効果は。

藤崎警防課長：令和7年では成田市で5件の事例がありました。位置情報の把握が2件、現場状況の把握が3件となっております。現場の状況がリアルに把握できるということで効果があったものと思われま。

檜垣委員：口頭指導のようなものではないのか。

藤崎警防課長：映像を見ながらの対応になりますので、状況に応じて口頭指導も実施

しているものと思われます。

報告第2号「予算の概要について」

吉岡消防総務課長：

資料7ページをご覧ください。令和8年度予算の概要について、ご報告させていただきます。歳入ですが、令和8年度も国、県の補助金等を活用して消防車両、また消防団員の安全装備品などの整備を行ってまいりたいと考えております。まず、分担金及び負担金といたしまして、神崎町消防事務委託費負担金115,627,000円でございます。予算額はR6年度の実績額次に、手数料といたしまして、危険物取扱申請・検査手数料2,176,000円でございます。

次に、国庫補助金といたしまして、消防団車両の更新に伴う小型動力ポンプ、消防団員の安全装備品の購入など6,640,000円を予定しております。

次に、委託金であります。消防団の力向上モデル事業委託金で429,000円です。これは、消防団活動への理解と加入促進のため、横断幕やのぼり旗、啓発物品の作成に活用し、各種イベントで、幅広い世代へ成田市消防団をPRしたいと考えています。

次に、県費補助金であります。小型動力ポンプ付積載車3台、消防団員の保安帽、防塵マスクなどの整備に係る補助金といたしまして、5,593,000円を予定しております。

次に雑入といたしまして、消防救急無線の再整備に係る、千葉県市町村振興協会市町村助成金14,445,000円その他、高速道路における救急業務受託事業収入など、計27,015,000円を予定しております。

次に、市債でございます。常備消防ではちば消防共同指令センター指令システム更新に係る防災対策事業債、消防救急無線再整備工事に係る緊急防災・減債事業債、消防車両・装備強化整備事業債、など、非常備消防では消防団車両・装備強化整備事業債、消防団拠点施設整備事業債と、あわせて434,700,000円を予定しております。

歳入合計は、592,283,000円で、今年度予算と比較しますと41,772,000円の増額となります。

次に、歳出でございます。消防費の総額は3,339,578,000円となり市の一般会計予算の4.7%となっています。令和7年度予算と比較しますと180,274,000の増額となります。増額の主な要因ですが、職員人件費の増加、消防車両更新に伴うものでございます。

グラフの消防費歳出予算の内訳をご覧ください。消防費は、消防本部、消防署の運営に係る常備消防費、消防団の運営に係る非常備消防費、消防団施設や消防水利を整備するための消防施設費で構成されております。内訳といたしましては、常備消防費が3,090,250,000円の92.53%、非常備消防費が185,325,000円の5.55%、消防施設費が64,003,000円で1.92%となって

おります。

8ページをお開きください。令和8年度の事業別の予算について、お示しさせていただいております。事業別の主な予算について、ご説明させていただきます。まず、消防費の大きな割合を占めるものとしては、消防総務課職員人件費となっており2,371,175,000円で、71.01%となっております。

次に、消防に関する経費といたしましては、燃料費、電話料金、消耗品費などの経常的経費が主なものとなっており、46,767,000でございます。

消防委員会に関する経費は523,000円となっております。

次に職員被服貸与事業、53,814,000円でございます。昨年度と比較し、大きな増額の要因といたしましては、防火被服80着分の購入予算、26,005,000円でございます。防火被服の更新については、全職員分250着をR7から、3か年で90着・80着・80着で更新する計画となっております。R7の契約90着と救助隊、指揮隊の防火帽42個については、5年のリース契約をしたところですが、令和8年度分については、リース契約とした場合、金利上昇に伴うリース料の上昇によりコストの増加が見込まれるため、単年度での購入予定としたところでございます。

消防庁舎等管理事業につきましては、94,445,000円でございます。消防庁舎などの光熱費、修繕費、清掃委託などの経費となっており、令和7年度からの大きな増額要因といたしましては、飯岡分署屋根・外壁等改修工事でございます。飯岡分署については、食堂、仮眠室、車庫などに雨漏りが発生しており、生活環境悪化や電気通信機器の故障に繋がりがねないことから修繕工事を行うものです。

次に警防課消防車両・装備強化整備事業262,961,000円でございます。成田消防署の梯子付き消防自動車を更新するとともに、令和9年度に納車を予定している成田消防署の水槽付き消防ポンプ自動車の契約を行います。

次に共同指令センター運用事業、114,250,000円でございます。ちば消防共同指令センターの機器更新が令和5年度から8年度までの4か年で実施されております。

次に、救急課の救急車両・装備強化整備事業95,311,000円でございます。三里塚消防署空港分署と大栄消防署下総分署の高規格救急自動車を更新整備いたします。

次に、非常備消防費の主なものといたしまして、消防団に関する経費、129,074,000円でございます。消防団員の報酬や各種行事にかかわる経費、各種負担金などの経常的経費でございます。マイナス要因消防団災害活動支援システム導入に伴う消防システム改修費2,607,000円、操法大会機器材借上げ1,200,000円、次に、消防団員被服貸与事業、18,513,000円でございます。今年度も災害現場で安全に活動するために安全装備品を計画的に貸与してまいります。

次に、消防団車両・装備強化整備事業、37,738,000円でございます。令和8年度は第3分団第2部大竹、第4分団第4部新妻、第8分団第3部西大須賀の小型動力ポンプ付き積載車3台を、軽四輪駆動タイプの車両に更新整備いたします。軽

四輪駆動タイプの車両の導入は本市では初めてで、狭湓道路への進入や車両の取り回しが容易になる。また、悪路への対応など災害対応の幅が広がると考えております。

次に消防設備費、消防団拠点施設整備事業、27,718,000円でございます。第5分団第7部幡谷の消防団器具庫大規模修繕、また、第3分団第1部松崎へトイレの設置などを行います。

次に消防水利整備事業36,285,000円でございます。耐震性貯水槽1基を新設いたします。

消防費合計3,339,578,000円となっております。以上、令和8年度当初予算の概要及び主要事業のご説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

【報告第2号に対する質疑】

伊藤副委員長：要望として言わせていただきます。大栄消防署の訓練塔は大栄署が開設してから単管パイプを用いた仮設の施設でこれまで運用されてきました。そろそろ、常設の訓練塔になればと思います。

報告第3号「災害応急対策等派遣手当の新設について」

吉岡消防総務課長：

災害応急対策等派遣手当の新設について、ご報告させていただきます。資料の9ページをご覧くださいと思います。

本市では異常な自然現象等による災害現場での応急作業に対し、災害作業手当 日額500円を支給しております。この手当は緊急消防援助隊や千葉県消防広域応援隊として派遣された場合も対象となっているところです。今回、総務省消防庁から、緊急消防援助隊として出動した場合の 手当の支給について、類似の活動をしている国家公務員や警察職員との待遇の均衡を図るよう助言がありました。

これを受け、緊急消防援助隊として派遣された場合や消防職員以外の職員が国等の要請に基づき派遣された本市区域外において、災害作業に従事したときに支給する「災害応急対策等派遣手当」を新設することに伴い、成田市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について、令和8年3月定例会に提案させていただいているところです。

次に支給要件、支給額ですけれども、まず基本として、緊急消防援助隊等で被災地に派遣された場合は日額840円の支給となります。さらに、災害の規模や危険度に応じて上乘せとなり、市長が大規模災害と認める場合（国の災害対策本部が設置された場合など）は日額1,080円に引き上げ、また市長が著しく危険と認める区域での作業の場合（立ち入り禁止区域や退去命令等の措置がなされた区域での作業）は日額2,160円に嵩上げして支給します。加えて、現地で消火活動や救急活動を行った際には、件数に応じて救急等出動手当や消火活動手当を併せて支給をします。

財源ですけれども、緊急消防援助隊として出動した場合は国庫負担や被災地都道府

県からの負担、千葉県広域応援隊としての出動は県費負担となる見込みであり、市の負担は限定的と考えております。以上でございます。

報告第4号「火災予防条例の一部改正について」

伊藤予防課長：

それでは、報告第4号火災予防条例の一部改正についてご説明いたします。

資料の10ページをお開きください。火災予防条例の一部改正でございますが、サウナ設備に関する事項及び感震ブレーカーに関する事項の2点を改正するものです。

まず、サウナ設備に関する事項ですが、近年のサウナブームを背景に、これまでの浴場等に設置される固定式サウナとは異なり、テントやバレルと呼ばれる木樽内にサウナストーブを組み入れて使用するものが増えてきました。

現行の基準は、浴場等に設置される固定式サウナ設備の基準となっており、簡易サウナ設備の設置にあたって支障が生じておりました。このため、国の「可搬式サウナ等の特性に応じた防火安全対策に関する検討会」が開催され、簡易サウナの特性に応じた設置基準の見直しが図られたことから、省令の改正内容に合わせて、条例のサウナ設備の改正を行うものです。

主な改正内容ですが、「簡易サウナ設備」として、テント型サウナ及びバレル型サウナに関する基準を新設し、現行のサウナ設備の名称を「一般サウナ設備」に改めます。

簡易サウナ設備ですが、テント型サウナ又はバレル型サウナに限定され、薪または電気を熱源とするもので、定格出力は6キロワット以下とされています。設置費用は一般的な4人用の場合、テント型サウナで10万～20万円、バレル型サウナで150万～300万円程度のようなようです。

次に、感震ブレーカーに関する事項ですが、資料の11ページをご覧ください。令和6年能登半島地震により、輪島市で発生した大規模火災を受けて、国の「輪島市大規模火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会」が開催され、大規模地震時の電気火災対策として、感震ブレーカーの有効性が示されたことから、住宅火災対策の推進施策として、条例に感震ブレーカーの普及促進を位置付けるものです。感震ブレーカーですが、地震発生時に震度5強以上の揺れを機器が感知することで、分電盤やコンセントにおいて電気を遮断する機器の総称で、地震による停電が復旧した際に発生する電気火災を防止する有効な機器です。

改正条例の施行日につきましては、国の省令の施行日と合わせ令和8年3月31日としております。

以上で、報告第4号火災予防条例の一部改正についての説明を終わります。

【報告第4号に対する質疑】

檜垣委員：感電ブレーカーについて、これは各家庭に付けなければならないものか。

伊藤予防課長：住宅用火災警報器と違って、取り付けの義務はございません。

檜垣委員：取り付けは自由ということか。

伊藤予防課長：火災予防条例で強く推奨いたします。

報告第5号「和解について」

藤崎警防課長：

それでは、報告第5号「和解について」について、ご説明させていただきます。恐れ入りますが、別に配布しております「和解について」の資料をご覧ください。

本件につきましては、令和6年第2回消防委員会において、ご報告いたしました消防救急デジタル無線装置に係る談合に伴う訴訟について、昨年11月に東京地方裁判所から和解勧告を受けましたことから、3月定例会へ議案として提案させていただいております。訴訟の概要と状況につきましては資料とおりでございます。資料2ページをご覧ください。本件は、ゼネラルは談合行為の責任論については認め、スイス通信システムは談合行為の否認を主張しており、損害論が争点となっており、これまで7回の弁論準備手続を経て、東京地方裁判所から和解勧告を受けたものです。

和解案の主な内容ですが、相手方は、本市に対し、解決金として、ゼネラルは、850万円、同じくスイス通信システムは、50万円の支払義務があること、本市及び相手方は、本件に関し、本和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認すること、訴訟費用は各自の負担とすること、でございます。

本和解案について、資料3ページのとおり代理人弁護士を交えて、検討したところ裁判所は早期解決の観点から和解案を提示しており、判決に至った場合、損害賠償金は解決金より減額される可能性が高いこと。同種裁判で和解した千葉県下の自治体と、落札金額に対する解決金額の割合について比較しますと、本市の和解率は平均を下回るものの、代理店を経由する間販入札における全国の自治体との比較においては、本市の和解率は全国平均を上回っていること。以上の理由から、本和解案を受け入れることが合理的であると判断いたしました。

今後のスケジュールですが、4月に開催される8回目の弁論準備手続において相手方らと和解が成立する予定となっております。

以上、和解についての報告とさせていただきます。

【報告第5号に対する質疑】

檜垣委員：前から問題になっていた件だと思いますが、成田市はこれで和解にできるかと思うが、同じ業者で導入した浦安市などの近隣市町の状況は？

藤崎警防課長：同じく訴訟を起こしておりましたが和解に至っております。浦安市も和解に至っております。

【その他の質疑】

神崎委員：消防職員・団員の被服等の装備品に関して、例えば廃棄するものなどがどれくらいあるのか、また、再利用できるものは再利用しているのか。

吉岡消防総務課長：消防職員・団員の貸与品の廃棄につきましては、劣化や破損などで使用ができなくなった場合には各個人で切断などをして廃棄していただくようお願いしているところです。そのため、廃棄量は把握できておりません。ただ、退職や退団などで使用可能な活動服については、再利用や予備として保管して廃棄量を抑えているところです。

神崎委員：消防本部として貸与品等を別のものに生まれ変わらせるとか、ネットのニュースで見かけたのですが、例えば活動服をエプロンなどに変えてイベントなどで市民の方に配布している事例もありましたので、成田消防でもアピールとしてやってみるのもいいのではないかと。

吉岡消防総務課長：アップサイクルへの取り組みですが、実績として昨年秋にイオンモールで行ったNEVCの際に、ワークショップとして廃棄ホースを利用したコースターやコインケースの作成などを市民の方に行っていただきました。参加されて方々からは大変好評でしたので機会をとらえて今後も実施していきたいと考えております。また、活動服等のアップサイクルについては市内の福祉事業所と連携して実施する方向で検討を進めております。今後どのような製品ができるのか、イベントでの活用方法などを協議していく予定となっております。

檜垣委員：前回の消防委員会で火災警報の関係で条例が改正されたと報告を受けたが、成田市のホームページでも発令中である旨何度か見たが、他の周知方法は。

伊藤予防課長：警報発令時に消防車による巡回広報を行ったり、各消防署でのももたろう旗の設置、市のホームページ、広報なりた、行政回覧や消防イベントなどでのリーフレットの配布などで現在対応しているところです。

藤崎警防課長：1点補足になりまして、3月からは市民メールでも周知を図っているところです。

湯浅委員長：火災警報が発令される基準は。

藤崎警防課長：火災警報の発令ですが、消防法第22条に記載されているとおり、火災気象通報があるほか、成田市として基準を定めている。観測所は基本的に気象庁の観測所になります。気象庁が火災の危険のあると思われる状況、例えば乾燥注意報や強風注意報と同じところとして火災気象通報を千葉県に伝達します。その後千葉県から当該地域に対して情報が伝達される流れになっております。气象台としては銚子气象台であり、観測所に関しては気象庁がそれぞれ設置している観測場所になるかと思われま

湯浅委員長：火災警報が発令された場合、直火の使用ができなくなるのかと思うが、市内でバーベキューなどをしたりキャンプ場などでたき火台などを屋外で火を使用する場合どうなるのか。

伊藤予防課長：まず火災警報が発令された場合にしてはいけないというところで、まず火の使用制限が火災予防条例第29条に規定されており、山林原野における火入れの禁止、煙火の消費禁止、屋外での火遊びたき火の禁止、屋外における可燃物付近での喫煙の禁止、山林原野での喫煙の禁止、残火等の始末になっております。次にたき火というところで、前回の消防委員会でもご説明申し上げましたが、たき火は火の持つ本来の効用を利用するが、火を使用する設備器具を用いないで、又はこれらの設備器具による場合でも本来の使用方法によらないで、火をたく形態一般、とされており、集めた可燃物等を直に償却する行為や火入れ等が該当します。たき火はいろいろな形態がありますので、個別具体的な判断が必要になりますが、キャンプ場でのたき火は基本的にたき火に該当します。これはご自宅でもキャンプ場でも同じですが、バーベキューはたき火に該当しないと考えております。理由としましては、キャンプ場の直火というものは基本的にはキャンプ場で禁止といったルールになっており、たき火台を使用することになっているとのことです。ですが、たき火は炎を上げ、火の粉が飛散する恐れがありますので、たき火として禁止ということになります。キャンプ場でたき火をおこなうときはたき火の熱や火の粉から地面を保護するためにたき火台の下にシートを敷く、火の粉が飛散しないようにシェードやリフター等で囲うといったキャンプ場ごとのルールがあります。2点目としてコンロによるバーベキューは木炭等の炭を使用するので火の粉が飛散する恐れが少ないと考えておりまして、それはたき火には該当しないと考えます。

湯浅委員長：ではテントの中でたき火台を利用して暖を取ったり調理をしたりということはいかがか

伊藤予防課長：テントの中でたき火をすることは可能ですが、テントの外でたき火をするとやはり風に煽られたりして、火の粉が飛ぶ恐れがありますので、当該行為は禁止となります。

大谷委員：火災警報の件で、発令のお知らせに関して市内全部に発令されると思うが、

防災行政無線による放送はできないのか。

藤崎警防課長：防災行政無線の使用については危機管理課と継続して協議しているところですが、時間帯や市民からの声なども含めて危機管理課で検討しているところであり、私たちとしても使用できるよう交渉しているところです。

大谷委員：市民からの声とは。それと交渉しているということですが、担当者レベルなのか、課長レベルなのか、それとも部長レベルでの交渉であるのか。

藤崎警防課長：防災行政無線はどのような情報を流しても、情報が流れてありがたいという声もあれば、うるさいといった声もあるとは聞いております。使用についてはあまり頻度が高くなってくると情報の伝達効果が薄くなる可能性もはらんでおります。また、交渉に関しては担当者を通じて危機管理課全体で協議していただいているところかと思えます。その結果、今回市民メールの利用については認められたところです。

大谷委員：市民にお知らせしなければならない情報だと思う。部長レベルまで話が行っているとのことであるが、直に課長からの要請などはしていないのか。それと、うるさいという市民からの声があったということであるが、どの程度の苦情があるのか。

藤崎警防課長：防災行政無線の苦情の内容については担当課ではないので状況を把握できておりません。ただ担当からはそのような回答をいただいています。今回、消防委員会でこのような声をいただいたということも踏まえまして、私からも危機管理課長へは申入れをさせていただきたいと思えます。

大谷委員：実際に火災警報が発令していますという放送を流していないわけですので、テスト期間を設けるなどして、どの程度の反響があるのかというところを把握するのも一つの手ではないか。

伊藤副委員長：3月11日に火災警報が発令され、メールの配信が朝の4時頃であったが、それから解除になるまでなくて、1回来たきりといった状況であるが、もしメールでよければ1日に何回か出してもよいのではないか。

藤崎警防課長：現在メールを発出するタイミングとしては発令時と解除時というところですので、継続している状況では配信しておりません。メールの運用についても現在は消防情報で配信させていただいておりますが、メールの頻度が高くなるとメールを解除される方もいらっしゃる聞いております。一長一短なところがありましてあまり頻度を増やしてしまいますとそのようなデメリットもありますことから、現状では発令時と解除時の2回に限定させていただいております。

神崎委員：今のこの火災警報の件に関して、全く個人の意見で聴いていただきたいのですが、火災警報などのいろいろな情報を放送するといったことに関して、世の中反対する声、いわゆるクレームですが、これらの声だけを聴いて、それ以外の、特に現状のままでよしとしている方々はあまり声を挙げない方もいるのではないかと思います。世の中、少数の意見ばかり聴いて世の中おかしくなってしまうのではないかという気もしないでもないのですが、もちろん少数意見も大切ですが、世間一般の意見についても頭に入れておいていただきたいと思います。

伊藤副委員長：自宅の近所である川上や大栄十余三、多良貝の一部地域で救急車へ出動すると必ずと言っていいほど空港救急隊や三里塚救急隊が来ているが、現在はそのような出動体制になっているのか。

藤崎警防課長：現在の出動体制として、消防車・救急車を含め、直近選別をしております。通報地点から一番近い消防車や救急車が選別されますので、川上地区などは管轄としては大栄管轄にはなりますが、空港分署や三里塚消防署の方が近いというところで、このような状況になっております。

5 その他

消防団等地域活動表彰の受賞について

吉岡消防総務課長：

それでは、消防団、大本山成田山新勝寺様が受章しました消防団等地域活動表彰についてご報告させていただきます。13ページをご覧くださいと思います。

消防団等地域活動表彰は、平常時の活動により地域防災力の向上に寄与し、全国の模範となる消防団や、団員確保について特に力を入れている消防団、更には、消防団員である従業員を雇用しているなど、消防団活動に特に深い理解や協力を示している事業所等に対し、消防庁長官が表彰するものです。消防団はこれまで行ってきた団員確保や負担軽減への取り組みが認められたものと考えております。

大本山成田山新勝寺様は、消防団の重要性や役割を深く認識され、職員へ積極的に入団を勧めていただいております。第1分団第9部は新勝寺様の職員で構成されています。また、消防団活動を勤務時間内に行うことも認めて頂くなど環境も整備され、地域防災に大きく貢献していただいております。

消防団表彰については、全国で32団、事業所表彰については全国で22事業所の受賞となっており、それぞれ、千葉県では唯一の受賞となっています。長谷川委員には、新勝寺様を代表して、藤崎団長とともに、3月4日に総務省消防庁で行われた表彰式、また昨日行われた千葉県消防大会へもご出席いただきました。ありがとうございました。

3月4日の表彰式後に、市長へ受賞報告も行っております。以上でございます。

6 傍聴者

なし

7次回開催日時（予定）

令和8年7月